

令和元年度 (一社) 群馬県建設業協会との意見交換会 回答趣旨

項 目	回 答 趣 旨
1. 小雪時の除雪業務、体制について	<p>道路除雪作業については、除雪作業に係る費用及び待機費用（情報連絡・作業管理の費用、オペレータ等の待機費用等）を積算に計上しております。</p> <p>監督職員から受注者に除雪作業及び待機時間を指定して待機を指示し、積算に計上しております。</p> <p>除雪作業については、モニター等で路面状況を確認しつつ、必要が生じた場合に監督職員が指示をして作業を行うこととしており、受注者から提出された出来高確認書類、作業日報等を確認し、適切な数量を積算に計上することとしております。</p> <p>また、待機費用についても、受注者から提出された出来高確認書類、作業日報等を確認し、適切な数量を積算に計上することとしております。</p> <p>なお、少雪時で除雪作業が行われず待機のみとなった場合においても、情報連絡・作業管理の費用、オペレータ等の待機費用を積算に計上することとしております。</p> <p>ご意見について、本省に伝えていくとともに、関東地方整備局としても、見直し・改善につなげられるよう現場の実態把握に努めて参ります。</p>
2. 工事における熱中症対策費用について	<p>近年の夏季における猛暑日などの気候状況を踏まえ、国土交通省では、工事現場の熱中症対策に掛かる経費について、工事期間中の日最高気温の状況に応じ、現場管理費の補正を行う試行工事を実施しています。</p> <p>施工効率の低下に関する事項については、現場管理費に積算計上するものではありませんが、高温下における施工効率の低下に関する問題については、今後、意見交換をさせていただき、関東地方整備局としても実態を踏まえたうえで、本省に伝えて参ります。</p>